

安心・信頼してかけられる医療の確保に関する事業 (後発医薬品の使用促進等)

とりまとめ

「安心・信頼してかけられる医療の確保に関する事業(後発医薬品の使用促進等)」

- 後発医薬品の使用促進のロードマップにおける目標値の引き上げや達成時期の前倒しを行い、先発品の薬価引下げ等を進めるべきではないか。

この場合、先発薬と後発薬の競争を促しつつ、双方の薬価を下げるとともに、価格差を縮小させることを通じ、医療費の国民負担を下げることを最重要課題として取り組む必要がある。こうした観点から、後発品の数量シェアの引上げ目標を設定すべきではないか。

- 市販品と同一の有効成分の医療用医薬品に係る負担については、公的医療保険の対象外とする等により患者負担とする取組を進めていくべきではないか。

論点についての評価

「安心・信頼してかけられる医療の確保に関する事業(後発医薬品の使用促進等)」

- 論点1 ロードマップにおける目標値の引上げや達成時期を前倒しできないか

行政改革推進会議「秋のレビュー」

その必要はない 0名

引上げ、前倒しをすべき 5名

改善策(複数回答可)

先発薬と後発薬の薬価の差額の一部を患者が自己負担 2名

先発薬を処方した場合に診療報酬を減額 0名

特許が切れた段階で先発薬を保険の対象外 0名

先発品の薬価引下げ 4名

広報による周知 0名

その他 1名

- 後発品との競争促進。先発品と後発品の競争を促しつつ、双方の薬価を下げることを通じて国民負担を下げる。その観点からの根拠を以って、後発品の数量シェアの引き上げという目標設定を行う。

論点2 市販品と同一の有効成分の医療用医薬品(市販品類似薬)に係る負担は

誰が負うべきか

引き続き医療保険の対象(国民負担) 0名

市販品の購入者と同様に患者負担 5名

改善策(複数回答可)

現行の自己負担割合の引上げ(一部又は全部) 2名

公的医療保険の対象外 4名

その他 0名

評価者コメント(評価シートに記載されたコメント)

<安心・信頼してかかれる医療の確保に関する事業(後発医薬品の使用促進等)>

- ジェネリックと先発薬の価格差は中長期的に収束(一致)させることが“一物一価”にかなっている。
- 公立病院等でジェネリックの使用を徹底させる。先発とジェネリックの差額は医者自己負担にすることがあって良い。
- 特許期間後に、先発品の薬価を引き下げられないのかに関する分析、説明が不十分。投資回収のための費用は特許期間で得られているはず。
- 最初の後発薬は先発薬の50%の薬価とする。それと同時に先発薬の薬価を20%引き下げる。2年経過時に後発薬実勢価格をベースに引き下げ、先発薬は後発薬の10%高い価格に設定する。

行政改革推進会議「秋のレビュー」

- 重要なことは、医療費が下がることで、ジェネリックへの移行を自己目的化してはならない。
- うがい薬は来年の診療報酬改定から保険の対象外とする。
- 後発薬品については、厚生労働省が品質保証を行い、患者、医療機関に安心を与え、より一層普及促進を図るべき。それにより、ロードマップの目標を前倒し設定すべき。